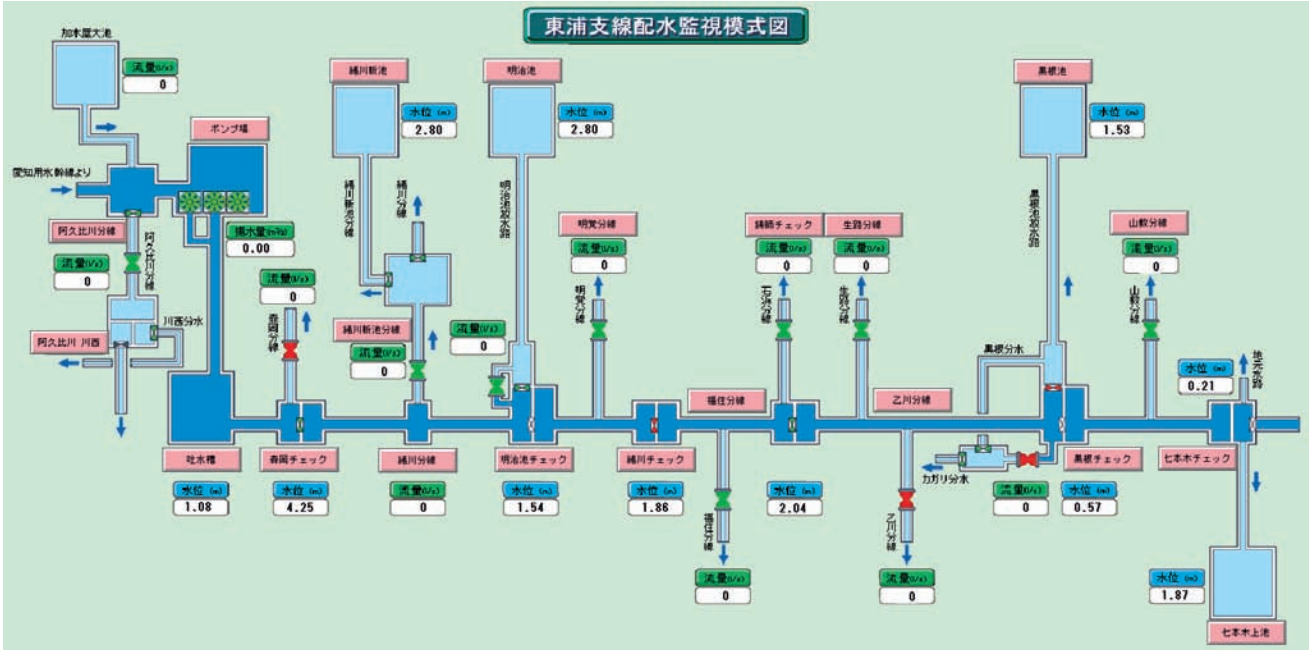


愛知の水を大切に



(上) 現行のシステム操作画面
(左下) 当初のシステム(東浦揚水機場内)
(右下) 職員が操作する様子

遠方監視制御システム

愛知用水土地改良区では、現在106の支線を管理しています。この支線の内、特に長大で配水管理に多大な労力を必要としていた東浦支線、三好支線、住吉支線において最新の通信技術を利用した遠方監視制御システムを導入し、日々の配水管理を行っています。

第1回目は大府事務所管内の1,896.9ha(東浦町、阿久比町、半田市、大府市、東海市)をかんがいしている東浦支線をご紹介します。

東浦支線は当初開水路として建設されましたが、昭和46年から始まった県営かんがい排水事業東浦支線地区にて管水路に改修されるとともに遠方監視制御システムを導入し、各分水口の開閉操作や開度調整、ため池の水位確認などが遠隔で行うことができるようになりました。当時の操作は東浦揚水機場内で行っていましたが、平成15年に愛知用水二期事業により大府事務所内で操作ができるようシステムを移設改修し、さらに平成25年には高速通信システムの採用や操作力所の追加を行い、操作の効率化と経費の削減を図りました。

このシステムにより事務所内で支線全体の配水管理が可能となり、日々の配水管理における労力が大幅に軽減され、組合員からの配水の要望や、大雨、漏水などの緊急時にも迅速に対応できるようになりました。

このシステムは通信速度が極めて早い光回線を使用しており、支線の水位や各分水口の流量などの情報をスマートフォンで把握することも可能です。さらに、過去の水位、流量、操作内容がデータとして記録されるため今後の配水操作に活かすことができます。

愛知用水土地改良区は今後も合理的な配水管理に努めて参ります。

平成29年度通常総代会

平成29年度通常総代会開催

平成29年度通常総代会を、去る3月16日愛知用水会館大会議室において、多数のご来賓をお迎えし開催しました。

提案した「平成29年度補正収支予算の議決について」から「愛知用水三好支線水路緊急対策事業に要する費用負担の同意について」までの11議案は、すべて可決承認されました。



通常総代会議事

- 議案第1号 平成29年度補正収支予算の議決について
平成29年度の一般会計の補正収支予算について議決を求めるものです。
- 議案第2号 平成30年度施行土地改良事業の議決について
非補助土地改良事業(1地区/事業費46,010千円)、単独土地改良事業(33地区/事業費145,000千円)、災害復旧事業(事業費15,000千円)、施設整備事業(1地区/事業費40,000千円)、土地改良施設維持管理適正化事業(4地区/事業費15,750千円)、末端地元水路整備支援事業(5地区/事業費37,300千円)、県営土地改良事業(1地区/50,000千円)について議決を求めるものです
- 議案第3号 平成30年度収支予算の議決について
平成30年度一般会計、特別会計、農地転用負担金特別会計、愛知用水二期事業等償還金特別会計の収支予算について議決を求めるものです。
- 議案第4号 平成30年度賦課金の徴収方法及び時期の議決について
平成30年度経常賦課金と二期事業等建設負担金の徴収について議決を求めるものです。平成30年度経常賦課金単価については据え置きとさせていただきます。
- 議案第5号 平成30年度農地転用負担金の議決について
愛知用水土地改良区内の農地転用負担金の額について議決を求めるものです。
- 議案第6号 土地改良施設維持管理適正化事業の拠出金の議決について
土地改良施設維持管理適正化事業(第42期生)の事業計画に基づき、平成30年度以降5ヶ年で4,200千円を拠出するものです。
- 議案第7号 平成30年度農林漁業資金借入金及び償還方法の議決について
災害復旧事業実施のための借入金について定めるものです。
- 議案第8号 平成30年度一時借入金の限度額及びその方法の議決について
一時借入金の限度額及びその方法について議決を求めるものです。
- 議案第9号 平成30年度金銭預入先金融機関の議決について
金銭預入先金融機関を愛知県信用農業協同組合連合会、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社と定めるものです。
- 議案第10号 役員等の報酬及び費用弁償の議決について
平成30年度愛知用水土地改良区の役員等の報酬及び費用弁償の額について議決を求めるものです。
- 議案第11号 愛知用水三好支線水路緊急対策事業に要する費用負担の同意について
愛知用水三好支線水路緊急対策事業に要する費用負担の同意について議決を求めるものです。

平成29年度監査報告

平成29年度業務並びに会計経理等について、平成29年12月21日及び平成30年2月21日に監査を行ったところ各会計共に適正に処理されていることを認めました。

総括監事 中 条 幸 夫
第1監事 金 井 重 斗
監 事 坂 光 正

平成29年度通常総代会

理事長あいさつ

愛知用水土地改良区

理事長 久野 知 英



本日、ここに平成29年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代各位におかれましてはご多用の中、多数ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、ご来賓の皆様におかれましても、年度末で何かと公務ご多忙の中にもかかわらず、多数ご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

平素から当土地改良区の運営が円滑に推進できますことは、偏に総代各位のご協力とご来賓の皆様方のご指導の賜と深く感謝申し上げます。

近年の異常気象は、世界各地において甚大な被害をもたらしております。昨年は日本各地で豪雨による災害が発生しましたが、木曾川流域においては5月以降の少雨により6月には平成26年6月以来の節水対策を実施いたしました。水不足による被害は、発生いたしませんでしたが、我々はどのような状況下におかれても対応しなくてはなりません。

今年の夏期かんがいも間もなく始まります。安定的な供給ができるように努めて参りますので、組合員の皆様には、水の有効利用にご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、平成30年度の土地改良区の取り組みでございますが、改良区の運営基盤となります経常賦課金は、組合員様の公平性と安定的な賦課金の徴収を確保するため、なお一層徴収率の向上と滞納整理を強化して参りたいと考えております。

次に、東海市内において実施いたします木田北部地区の土地改良事業は、昨年10月に事業認可がなされ、本格的な整備を進めて参ります。

また、愛知用水を次世代に継承するための21世紀土地改良区創造運動を軸とした地域へのPR活動や水源地との水の絆を深めるための交流事業、復興支援事業を更に積極的に実施して参ります。

昨年来より農林水産省、水資源機構、愛知県に關係市町の代表者と共に、水資源機構営事業による早期着工の要望を重ねてまいりました愛知用水三好支線水路緊急対策事業が、平成30年度政府予算案に計上され、現在国会において審議中であります。偏に關係者方々のご尽力の賜と感謝申し上げます。今回の議案にも盛り込まれております同事業の負担同意についても、後ほどご審議いただきましてご協力頂きますようお願い申し上げます。

この事業を契機に、今後も管路等施設の老朽化及び耐震化を踏まえ緊急性の高いところから順次事業化を図り対策を講じて参りますので、ご協力お願いいたします。

本日ご提案申し上げます議案は、平成29年度一般会計の補正収支予算の議決、平成30年度土地改良事業の議決及び平成30年度一般会計、特別会計、農地転用負担金特別会計、愛知用水二期事業等償還金特別会計の収支予算の議決、並びに関連します10議案と先ほどお願いをいたしました愛知用水三好支線水路緊急対策事業に要する費用負担の同意について、計11議案でございます。

最後となりましたが、総代各位と本日ご臨席の来賓各位のご健勝と今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

平成29年度通常総代会

来賓祝辞



愛知県知事 大村 秀章 様
 (代理 愛知県農林水産部農林基盤局長 勝 又 久 幸 様)

本日ここに、愛知用水土地改良区の通常総代会が盛大に開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

久野理事長を始め、役員、総代の皆様方には、日ごろから愛知用水の適正な管理運営に努めていただいておりますとともに、県政全般の推進に深いご理解と格別のご支援を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

懸案でありました三好池の耐震対策と三好支線の老朽化対策につきましては、久野理事長様を始め、本日ご列席の皆様方の熱心な要望活動のお陰を持ちまして、新規制度である水資源機構営愛知用水三好支線水路緊急対策事業として、平成30年度より事業着手されることとなりました。県といたしましては、土地改良区、水資源機構、関係市町と一体となり、一日も早い工事の完了に向け尽力してまいりたいと考えておりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

現在会期中の、2月県議会に上程しております、平成30年度農業農村整備事業関係の当初予算案につきましては、県営・団体営の公共事業は平成29年度当初に比べ108.8%と国の伸び率以上で、また、県の単独事業につきましては125.4%と積極的な予算を編成したところでございます。

来年度は、この予算をフルに活用いたしまして、大規模地震に備えるための、農業水利施設の耐震対策や、老朽化した施設が将来にわたり、その機能を安定的に発揮し続けるための長寿命化対策を計画的に進めてまいります。

さて、2019年春に本県で行われる第70回全国植樹祭の開催まで、あと約1年となりました。

この全国植樹祭は新しい天皇皇后両陛下がご即位されて最初の大きな行事になることと思います。

現在、県では式典会場の整備など、大会の成功に向けての準備を鋭意進めているところでございます。引き続き皆様方のご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、愛知用水土地改良区のますますのご発展と、本日ご臨席の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



愛知県議会農林水産委員長 樹 神 義 和 様

本日ご参集の皆様には日頃から愛知用水施設の適正な管理や農業生産性の向上にご尽力いただき誠にありがとうございます。

世紀の大事業と呼ばれた愛知用水は愛知用水公団による我が国初の総合開発事業で、昭和36年の通水以降、尾張東部から知多半島の広大な地域に農業用水を始め、工業用水や水道用水でも水を供給しておりこの地域の発展は愛知用水あってのものであります。改めまして愛知用水を築いていただいた先人の方々、そして本日ご参集の皆様方に心から感謝を申し上げます。

また、愛知用水土地改良区は水源涵養に向けた取り組み、用水の役割や機能を県民に知ってもらう広報活動、水源地域と受益地域の交流活動など地域に根ざした活動を多く行っていただいております。

平成29年度通常総代会

私は豊田市選出でございますが、現在、隣町のみよし市において先ほどからお話がございますように独立行政法人水資源機構の新規事業として三好池の耐震対策と三好支線の老朽化対策の事業化を進めていただいているところでありますが、三好池はカヌーの競技場に使用されるなど地域に密着した溜池であり、三好支線も刈谷市、豊田市、みよし市そして東郷町にある多くの農地に水を供給しており、事業化を進めるにあたり愛知用水土地改良区の皆様にも多くのご支援をいただいておりますことに重ねて感謝を申し上げます。

近年では豪雨や渇水などの異常気象が多く発生しており、きめ細やかな用水の管理が益々難しくなっているとお聞きしておりますが、我々議会といたしましても愛知用水が引き続き安定して供給され次世代に引き継いでいけるよう全力で支援して参りたいと存じます。

最後になりますが、愛知用水土地改良区の益々のご発展と本日ご臨席の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます。お祝いの言葉に代えさせていただきますと思います。

本日は誠にありがとうございます。



東海農政局長 幸田 淳 様
(代理 東海農政局農村振興部長 皆川 修 様)

本日ここに、愛知用水土地改良区平成29年度通常総代会が盛大に開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

久野理事長様をはじめ、ご臨席の皆様方に置かれましては、日ごろから愛知用水施設の維持管理にご尽力いただくと共に地域農政の推進とりわけ農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、東海地方を含む全国各地で集中豪雨や台風による災害が発生し、愛知県の農林水産業も大きな被害を受けました。農林水産省といたしましても、被害者の皆様の気持ちに寄り添いながら、災害復旧に向けて全力で支援して参ります。

さて、農林水産省では、農林水産業を活力ある産業へと展開していくため、総合的な政策を強力に推進していくこととしています。とりわけ、農業の発展基盤を強化していくためには、農業の競争力強化や国土強靱化に向けた農業生産基盤の整備を着実に進めていくことが重要です。

昨年9月には、農用地の利用集積による生産コストの低減・高付加価値化や防災・減災対策を促進するため、改正土地改良法が施行されました。これにより、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度や、土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度などを創設したところです。また、継続検討となっていた「土地改良区の在り方」について、各種の実態調査やキャラバンを通じて現場のニーズの把握に努め、今国会にそれらを踏まえた改正法案が提出されているところです。

農業農村整備関係予算については、対前年度比328億円増の4,348億円が平成30年度当初予算として計上されたほか、平成29年度補正予算の1,452億円を合わせた総額5,800億円を確保しているところであり、東海農政局管内では、新規着工地区として、水資源機構かんがい排水事業「愛知用水三好支線水路緊急対策地区」において、施設の機能保全と耐震化を行うこととしております。

東海農政局といたしましても、様々な農業施策を地域の皆様に役立てていただけるよう、「現場主義」の視点に立ち、地域の皆様の声に耳を傾けながら適切かつ強力に推進していく覚悟です。今後とも、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たり、愛知用水土地改良区の益々のご発展と、本日ご臨席の皆様方のご健勝を祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。

平成29年度通常総代会



独立行政法人水資源機構 中部支社長 伊藤 保裕 様

愛知用水土地改良区平成29年度通常総代会の開催にあたり、独立行政法人水資源機構を代表して、一言お祝いの言葉を申し上げます。

久野理事長様始め、愛知用水土地改良区の皆様方におかれましては、本日の総代会の開催、誠にありがとうございます。また、日頃より水資源機構の業務ならびに愛知用水の管理運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度の水資源状況につきましては、上半期は全体的に雨が少なく、6月30日から7月5日まで一次制限を皆様をお願いしたところでした。ご協力ありがとうございました。一方で、10月には大型台風21号の影響で記録的な大雨となり、被害が心配されるほどでした。これにより一時期は順調な水資源状況でしたが、11月以降には再び降雨に恵まれず、特に2月の降雨が平年の15%程度と著しく少なく、木曾川の状況は厳しいものとなりました。幸い3月上旬にまとまった降雨があり一息ついたところですが、水資源機構としましては、私どもが管理する水資源開発施設を最大限に活用し、こうした水資源にかかわる状況の変化にも的確に対応して参る所存でございます。

次に、愛知用水三好支線水路緊急対策事業につきましては、平成30年度の概算決定において新規事業地区として採択された旨、農林水産省より発表されております。

また、事業化に必要な木曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更手続きについては、3月6日の水資源開発分科会で審議のうえ、承認されており、年度内に閣議決定される予定で進められているものと聞いています。

現在、平成30年度からの事業実施に向けて、事業認可に係る法手続きの準備等、改良区をはじめとする関係機関の皆様方との調整を進めさせていただいているところです。本日の総代会においてもご審議いただくものと伺っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。また、そのほかの支線においても老朽化が懸念される区間があり、今後その対策についても愛知用水土地改良区の皆様方をはじめ関係者の皆様方と検討を進めていくことが必要と考えております。また、ご相談させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。このほか、愛知用水では、水資源機構の小水力発電の先駆けとなった東郷発電所の活用や、愛知池で実験を行っていた太陽光パネルを幹線水路に設置するなど、クリーンエネルギーの活用を行っております。これからも引き続き、これら発電施設を有効に活用して管理費の負担軽減を図って参りたいと考えております。

最後になりましたが、愛知用水土地改良区のますますのご発展とご出席の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

◎ご来賓の方々

愛知県知事

代理：愛知県農林水産部農林基盤局長

愛知県議会農林水産委員長

東海農政局長

代理：東海農政局農村振興部長

独立行政法人水資源機構中部支社長

愛知県土地改良事業団体連合会長

代理：愛知県土地改良事業団体連合会専務理事

愛知県土地改良事業団体連合半田支会長

株式会社日本政策金融公庫 名古屋支店農林水産事業統轄

愛知用水土地改良区顧問

愛知用水土地改良区顧問

大村 秀章 様

勝又 久幸 様

樹神 義和 様

幸田 淳 様

皆川 猛 様

伊藤 保裕 様

中野 治美 様

山本 信介 様

片岡 勝城 様

斎藤 千尋 様

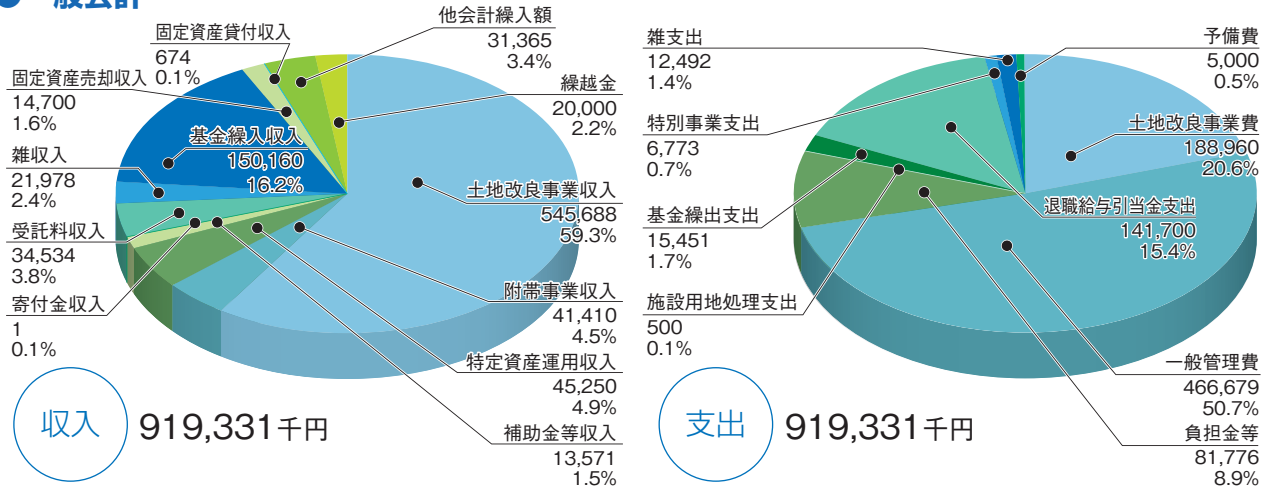
日高 昇 様

澤田 廣三 様

平成29年度通常総代会

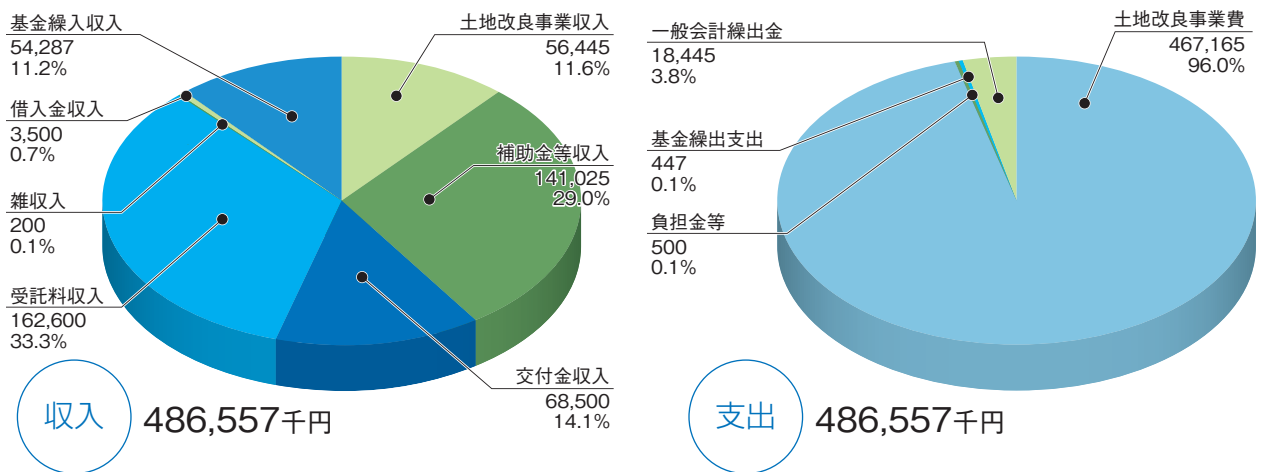
平成30年度収支予算書

●一般会計



収入		単位：千円	支出		単位：千円
款 項	予算額		款 項	予算額	
土地改良事業収入	545,688		土地改良事業費	188,960	
附帯事業収入	41,410		一般管理費	466,679	
特定資産運用収入	45,250		負担金等	81,776	
補助金等収入	13,571		施設用地処理支出	500	
寄付金収入	1		基金繰出支出	15,451	
受託料収入	34,534		退職給与引当金支出	141,700	
雑収入	21,978		特別事業支出	6,773	
基金繰入収入	150,160		雑支出	12,492	
固定資産売却収入	14,700		予備費	5,000	
固定資産貸付収入	674				
他会計繰入額	31,365				
繰越金	20,000				
計	919,331		計	919,331	

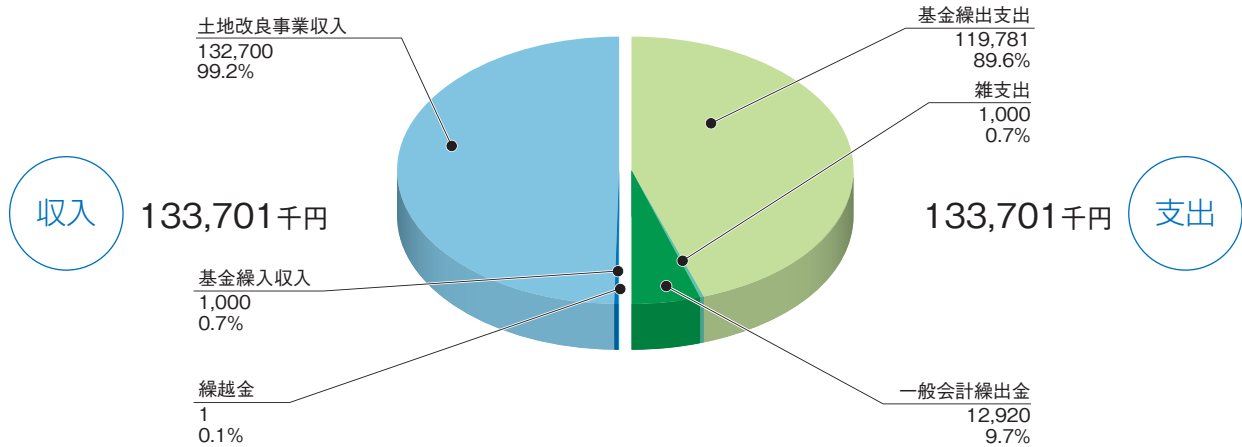
●特別会計



収入		単位：千円	支出		単位：千円
款 項	予算額		款 項	予算額	
土地改良事業収入	56,445		土地改良事業費	467,165	
補助金等収入	141,025		負担金等	500	
交付金収入	68,500		基金繰出支出	447	
受託料収入	162,600		一般会計繰出金	18,445	
雑収入	200				
借入金収入	3,500				
基金繰入収入	54,287				
計	486,557		計	486,557	

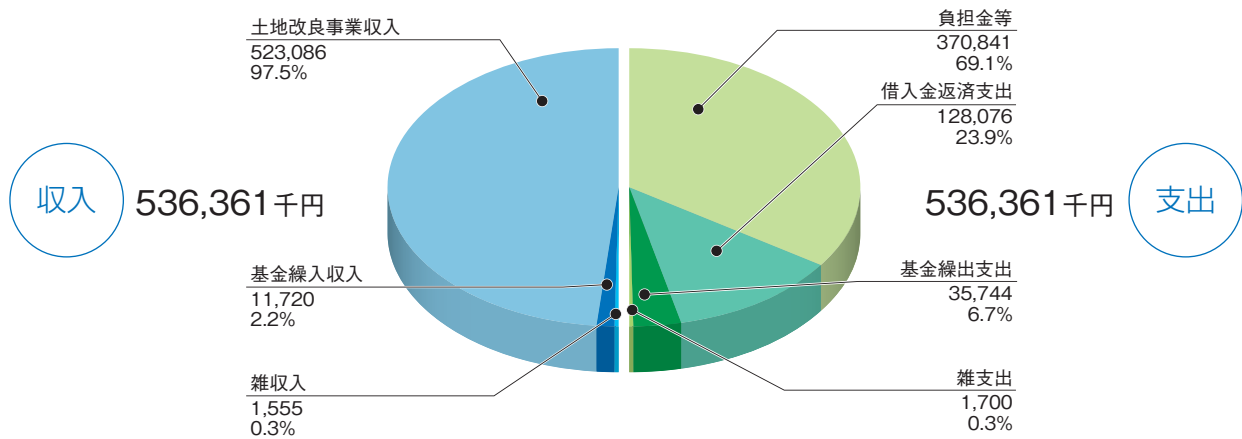
平成29年度通常総代会

●農地転用負担金特別会計



収入		単位：千円	支出		単位：千円
款 項	予算額		款 項	予算額	
土地改良事業収入		132,700	基金繰出支出		119,781
基金繰入収入		1,000	雑支出		1,000
繰越金		1	一般会計繰出金		12,920
計		133,701	計		133,701

●愛知用水二期事業等償還金特別会計



収入		単位：千円	支出		単位：千円
款 項	予算額		款 項	予算額	
土地改良事業収入		523,086	負担金等		370,841
基金繰入収入		11,720	借入金返済支出		128,076
雑収入		1,555	基金繰出支出		35,744
			雑支出		1,700
計		536,361	計		536,361

平成29年度通常総代会

平成30年度経常賦課金について

平成30年度経常賦課金は、3月16日に開催した総代会において昨年と同額で据え置きとなりました。

土地改良区では、内外の厳しい農業情勢を踏まえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

地目	内 容	㎡当たり賦課額(単位：円)			賦課基準日	納期
		上流部	中流部	下流部		
一般補給田	普通の補給田	5.36	5.43	5.43	平成30年4月1日 現在の土地原簿 記載内容	平成30年 5月10日
	高度の湿田	3.48	3.48	3.48		
普通畑 果樹園	畑地かんがい施設地	5.36	5.43	5.43		
	畑地かんがい施設未施行地	3.48	3.48	3.48		
開田・天水田		6.91	6.96	7.02		

※この賦課金は、土地改良法第36条及び愛知用水土地改良区定款の規定に基づく愛知用水受益地に係る組合費です。納期内の納入にご協力をお願いします。

平成30年度愛知用水二期事業等建設負担金について

平成30年度愛知用水二期事業等建設負担金は、経常賦課金と同じく3月16日に開催した総代会において議決されました。

賦課金単価は、受益地が属する市町により異なります。

受益市町名	㎡当たり賦課額 (単位：円)	賦課基準日	納期
名古屋市	0.520	平成30年11月1日現在の 土地原簿記載内容	平成30年12月10日
知立市	1.380		
豊田市	1.510		
刈谷市	1.500		
大府市・東浦町・東海市・阿久比町 半田市・知多市・常滑市・武豊町 美浜町	1.000		
南知多町	1.964		

※この賦課金は、土地改良法第36条及び愛知用水土地改良区定款の規定に基づく愛知用水受益地に係る建設負担金です。納期内の納入にご協力をお願いします。

◆建設負担金は、一括払い（繰り上げ償還）が可能です。ご希望される方は、最寄りの事務所までお問い合わせください。お問合せ先は本紙16ページ記載の「各事務所連絡先」までご連絡ください。

平成29年度通常総代会

平成30年度農地転用負担金について

平成30年度農地転用負担金は、3月16日に開催した通常総代会において下表のとおり議決されました。

平成30年度愛知用水二期事業等建設負担金（農家負担分）は、農地が属する受益市町で異なることから、農地転用負担金についても市町ごとに単価が異なります。

〈単位：円/㎡〉

期間		4月1日～10月31日			11月1日～3月31日		
市町名	種別	農地転用負担金	左の内訳		農地転用負担金	左の内訳	
			維持管理費相当分	建設負担金相当分		維持管理費相当分	建設負担金相当分
犬山市・小牧市 春日井市・尾張旭市 瀬戸市・長久手市 日進市・東郷町 豊明市・みよし市	賦課地	190.000	190	0	190.000	190	0
	賦課保留地	190.000	190	0	190.000	190	0
名古屋市	賦課地	192.005	190	2.005	191.485	190	1.485
	賦課保留地	196.683	190	6.683	196.683	190	6.683
大府市・東浦町 東海市・阿久比町 半田市・知多市 常滑市・武豊町・美浜町	賦課地	193.861	190	3.861	192.861	190	2.861
	賦課保留地	202.852	190	12.852	202.852	190	12.852
知立市	賦課地	195.329	190	5.329	193.949	190	3.949
	賦課保留地	207.736	190	17.736	207.736	190	17.736
刈谷市	賦課地	195.795	190	5.795	194.295	190	4.295
	賦課保留地	209.279	190	19.279	209.279	190	19.279
豊田市	賦課地	195.832	190	5.832	194.322	190	4.322
	賦課保留地	209.406	190	19.406	209.406	190	19.406
南知多町	賦課地	197.590	190	7.590	195.626	190	5.626
	賦課保留地	215.242	190	25.242	215.242	190	25.242

組合員の皆様へお願い

賦課金の納期内納入のお願い

◆賦課金の納入はお済みですか？

愛知用水賦課金は、納期内に納入されるようご協力をお願いします。納期内に納入されませんと延滞金が加算されますのでご注意ください。

また、賦課金を納期内に納入されない組合員に対して滞納処分の前提となる督促状により督促をいたしております。督促状には、延滞金のほか督促手数料が加算されます。

口座振替のご案内

◆経常賦課金・建設負担金の納入には、便利な口座振替がお勧めです。

愛知県内の農業協同組合、全国のゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行に口座があればご利用できます。

お問い合わせは、本紙16ページ記載の「各事務所連絡先」までご連絡下さい。折り返し、申込案内を送付いたします。

農地転用のお知らせ

◆市街化区域内の農地転用について

農地法の改正により、市街化区域内の農地については、農業委員会への届け出に際し、土地改良区が発行する受理証明書を添付する必要はありませんが、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。手続きがなされませんと、継続して賦課金が賦課されます。

◆公共用地への転用について

道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に対する農地転用等の通知、農地転用負担金の支払い等の決済手続きは必要です。公共用地への転用は、市町への農地転用手続きが免除されているため、土地改良区に通知されないことがありますので事業主と十分話し合いをして下さい。

◆譲渡費用となる農地転用負担金

宅地等に転用して譲渡する場合、土地改良区に納付した農地転用負担金が、一定の要件を満たす場合、譲渡費用とすることができます。

詳しくは、税務署へお尋ねください。

※農地転用負担金とは

農地を農地以外に転用する際に維持管理費や償還金等を一括して決済していただき、残存する農地が将来、加重的負担にならないようにするものです。

未決済の場合は、継続して賦課金が賦課されます。

負担金証明について

◆確定申告時の負担金証明は、請求書及び領収書で行うことができます。

なお、これらの書類を紛失等されて、賦課金負担証明書が必要な場合は、各事務所までご連絡下さい。

ご注意を！

滞納賦課金のある農地を取得した場合は、その滞納賦課金を新しい権利者が負担することとなります。

土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、滞納賦課金のある農地を取得（売買、競売等）すると、新しい権利者にその滞納賦課金の支払い義務が移行します。

農地を取得する場合は、滞納賦課金があるかどうか各事務所までお問い合わせ下さい。

1年に木曾川から取水できる量は決まっています！

愛知用水では、決められた量を上回って取水する状態が続いています。
このままでは、河川管理者から取水を止められてしまうことも考えられます。
今まで以上に水を有効に使ってください！

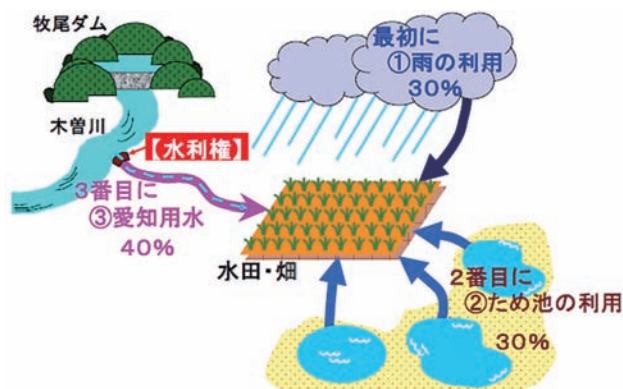
愛知用水土地改良区

◎水を使う順番

①雨水、②ため池、③愛知用水

の順で水を使うこととなっています。

雨やため池の水を優先して使うことで、
愛知用水からの補給量を減らすことができます。



(1) 雨が降ったら水を止める。

雨は貴重な水資源です。

20mm以上の雨が降ったら支線水路への送水を停止します。

各ほ場の給水栓を閉め、愛知用水からため池への補給水を止めてください。

(2) ため池の余水吐から水は流さない。

ため池が満水だと、雨が降っても余水吐から溢れてしまいます。

ため池の水を普段から使い、雨を溜められるようにしましょう。

また、より有効な水利用のために、ため池の水は落水までに使い切ってください。

◎水田の漏水防止！

水田からの漏水は、適正な水管理ができず、**水稻の生育を妨げることがあります。**

漏水を防止することは、用水のムダをなくすことにもなりますので、

水尻やあぜを確認し漏水を減らすよう努めてください。

◎かけ流しはしない！

かけ流しは、水稻の生育に大きな影響はありません。

かえて**水をムダに使うことになります。**

(※この場合の「かけ流し」とは、見回りの時間を取れないため、水が無くなるのを懸念して少しずつ用水を足している場合と、出穂後の「かけ流し」の2つの意味を持っています。)

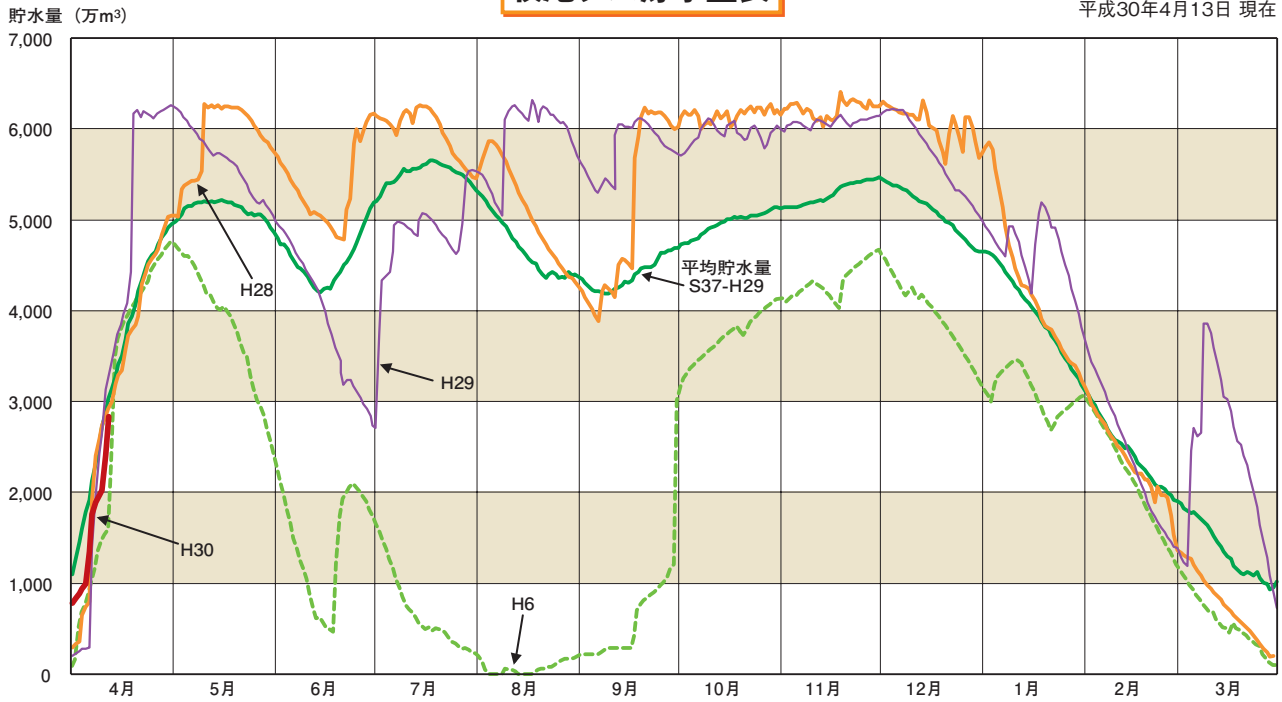


水は限りある貴重な資源です。
大切に使うように心掛けましょう！

平成30年度 牧尾ダム水源状況

牧尾ダム貯水量表

平成30年4月13日 現在



21世紀土地改良区創造運動

21世紀土地改良区創造運動（21創造運動）とは、土地改良区として新たな時代の活動について考え、現在までに土地改良区が果たしてきた役割や機能を地域の人たちに紹介し、地域の人たちと共に故郷を創っていくことを目的とした運動です。

当土地改良区では、小学校の地域学習で愛知用水について学習することから、小学校や各団体と連携して現地での出前授業を行っています。

その他にも小学生親子を対象に施設見学を行ったり、産業まつりなどでパネル展を出展し、広く一般の方々にも愛知用水の歴史や水土里ネットの役割・仕事などを伝えています。

▽パネル展

12月16日	武豊町	ふれあいもちつき大会 「パネル展」	武豊町家庭教育推進協議会の親子ふれあいもちつき大会にてパネルを展示し、農業用水の重要性と、愛知用水の歴史や役割をPR
--------	-----	----------------------	--

用水日記 (平成29年度後期)

月 日	事 項	場 所	月 日	事 項	場 所
12月5日～8日	職員造林研修	長 野 県	2月26日	理事会	大 府 市
12月21日	監事会	大 府 市	2月28日～3月2日	職員造林研修	長 野 県
12月26日	理事会	大 府 市	3月 5日～3月9日	ブロック別総代懇談会	春日井市 他
1月26日	総務委員会	大 府 市	3月16日	通常総代会	大 府 市
2月21日	監事会	大 府 市			

「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2017

今年で18回目を迎えるこの絵画展は、全国水土里ネットが未来を担う子どもたちに、絵画を通じて、ふるさとのすばらしさを発見し、水と土への関心を高めてもらうとともに、作品の展示や作品集の発行により、多くの人々に農業・農村の魅力をアピールすることを目的として開催しています。

今回は、「新発見!ぼくのわたしのふるさと」をテーマとして全国から8,069点の応募があり、当土地改良区からは207点の応募がありました。厳正なる審査の結果、入賞25点、入選204点、地方団体賞43点が選ばれ、当土地改良区からは武豊町の中村かのんさん(5年)、小林愛菜さん(2年)、東海市の木村笙韻さん(3年)、松尾琴歌さん(2年)が入選に選ばれました。また、東海市の大宮瑠巳さん(3年)が団体賞(愛知用水土地改良区理事長賞)に選ばれました。



入選「大根とれたよ」
武豊町 中村かのんさん(5年)



入選「ひばら公園から見える田んぼ」
武豊町 小林愛菜さん(2年)



入選「フキがり」
東海市 木村笙韻さん(3年)



入選「おじいちゃんのたんぼ」
東海市 松尾琴歌さん(2年)



団体賞(愛知用水土地改良区理事長賞)
「ぼくのもうひとつのふるさと」
東海市 大宮瑠巳さん(3年)

保有個人データに関する事項の公表等について

愛知用水土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成30年2月26日
愛知用水土地改良区
理事長 久野知英

1 本土地改良区の名称
愛知用水土地改良区

2 利用目的

本土地改良区が保有する個人情報は本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ② 苦情処理に適切に取り組む。
- ③ 個人情報の利用目的は可能な限り限定し、利用目的がより明確になるように示す。
- ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表し、委託処理の透明化を進める。
- ⑤ 本人からの求めにより保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取得元及び取得方法を可能な限り明示する。
- ⑥ 本人からの求めがあった場合には、保有する個人データの利用停止に応じる。

4 委託及び委託先の監督に関する事項

本土地改良区は、2の利用目的のため、個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがある。委託者は適切な者を選定し、個人データの取り扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行う。

5 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行う。

① 愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会等との共同利用

ア 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

イ 共同利用する者の範囲

愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構及び本土地改良区の受益地に関する市町・農業委員会・土地改良区及び農業協同組合

ウ 共同利用する者の利用目的

本土地改良区の関連する事業により円滑な実施、その他の地域農業の発展のため

エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

愛知用水土地改良区 個人情報保護管理者 総務部長

② 農地中間管理機構との共同利用

ア 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

イ 共同利用する者の範囲

愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

ウ 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

愛知用水土地改良区 個人情報保護管理者 総務部長

6 保有個人データに関する本人からの次に掲げる請求等を行う場合の手続及び手数料

① 個人保有データに関する請求等の種類

利用目的の通知の求め、開示の請求、内容の訂正、追加又は削除の請求、利用停止、消去又は第三者への提供の停止の請求

② 保有個人データの開示を行う場合の手続

開示等の請求を行う旨及び求めの開示等を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください

③ 手数料

別表のとおり（愛知用水土地改良区個人情報保護に関する規程第21条別表 手数料）

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする

7 個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先

愛知用水土地改良区 個人情報保護管理者 総務部長

別表 手数料（第21条関係）

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合
第15条第2項 (利用目的の通知の求め)	20円及び送料	無料	20円
第16条第1項 (保有個人データ等の開示の請求)	用紙1枚につき 20円及び送料	—	用紙1枚につき 20円（注）

（注）ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示等の請求を行った者が同意した場合に限る。

書籍の頒布について - 「50年の歩み」 及び 「研究編」 -

愛知用水土地改良区創立50周年を記念して発刊されました愛知用水土地改良区「50年の歩み」及び愛知用水土地改良区誌「研究編」を頒布しています。

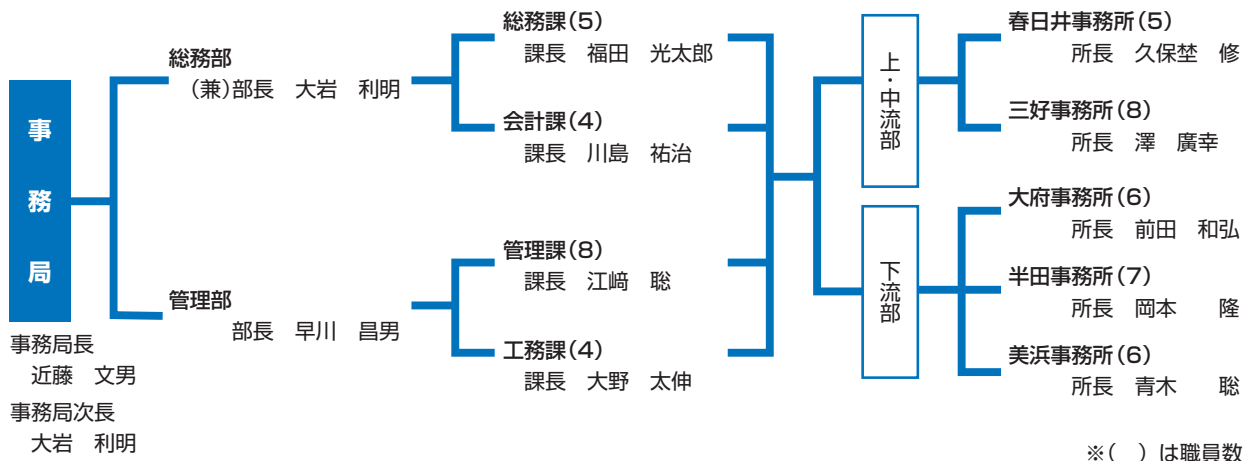
この記念誌は、愛知用水の始まりから土地改良区の創立以降50年の歴史をまとめた450ページに及ぶ本で、水不足に苦しむ知多半島の農民が、愛知県の産業を支える水の大動脈《愛知用水》を築き上げるまでの経緯と、この事業に携わった土地改良区の歴史をまとめた貴重な記念誌です。組合員の皆様、是非一度ご購入ください。



頒布価格 (両誌とも)	組合員の方	1冊	2,000円 (消費税込み)
	組合員以外の方	1冊	5,000円 (消費税込み)

※購入をご希望の方は、**各事務所または総務部総務課**までお問い合わせください。
 なお、在庫数に限りがありますので完売の場合はご容赦ください。
 宅配をご希望の方は別途送料をご負担いただきます。

平成30年度愛知用水土地改良区事務局組織機構



各事務所連絡先 ()内は関係市町

本 所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
 〒474-0025

春日井事務所 愛知県春日井市岩成台六丁目1番3号
 〒487-0033 (犬山市、小牧市、春日井市、尾張旭市、
 瀬戸市、名古屋市守山区)

三好事務所 愛知県みよし市三好町上砂後17番地
 〒470-0224 (長久手市、日進市、東郷町、豊明市、みよし市、
 豊田市、刈谷市、名古屋市緑区、知立市)

大府事務所 愛知県大府市中央町三丁目6番地の1
 〒474-0025 (大府市、東海市、東浦町、阿久比町、半田市、
 名古屋市緑区)

半田事務所 愛知県半田市出口町一丁目56番地の5
 〒475-0903 (阿久比町、半田市、知多市、常滑市)

美浜事務所 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面92番地3
 〒470-2406 (武豊町、美浜町、南知多町)

ホームページ <http://www.aichiyosui.or.jp>

TEL 0562-44-4800(代表)
 TEL 0562-44-4800(総務課・会計課)
 TEL 0562-44-4803(管理課)
 TEL 0562-44-4805(工務課)
 FAX 0562-44-4801

TEL 0568-91-1244
 FAX 0568-91-1245

TEL 0561-32-2365
 FAX 0561-32-0228

TEL 0562-44-4700
 FAX 0562-44-4701

TEL 0569-21-2198
 FAX 0569-24-4040

TEL 0569-82-0162
 FAX 0569-82-1317